平成30年 6月28日 策定
令和８年 ４月 １日 改訂
令和８年 10月26日 改訂

学校いじめ防止基本方針（富士市立青葉台小学校）

１ いじめの定義といじめに対する本校の基本方針

（１）いじめの定義

いじめ防止対策推進法第２条に基づき、いじめの定義を次のように共通理解する。

①児童などに対して

②一定の人的関係にある他の児童等が行う

③心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む。）

④当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛を感じている。**

以下の内容を問わない

・行為の継続性、反復性を問わない→1回でもいじめ

・加害側の意図、故意性→その気がなくてもいじめ

・力関係の優位→力関係が強い子が弱い子にされてもいじめ

・加害の深刻さ→客観的に判断せず、本人の捉え方を尊重する

（２）基本的認識

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの子供にも、どこでも起こりうることを踏まえ、全ての子供に向けた対応が求められる。いじめられた子供は心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた子供や周りの子供が、そのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。学校は、児童が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供するとともに、主体的に取り組む協働的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという、自己有用感を育んでいかなければならない。

いじめが発見された場合には、第一にいじめられた児童、あるいは保護者の思いを受け止め、同じ立場に立って寄り添うことが大切である。そして、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が協力し、いじめられた子供への支援はもちろんのこと、いじめた子供や周りの子供への指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組みを確認し、速やかに対応していくことが求められている。

また、状況に応じては、警察や児童相談所、医療機関、教育委員会などの関係機関等と連携することも必要である。

今日各学校は、いじめ問題をはじめ、多様な課題への対応が求められている。これまでは経験豊かな学級担任や専門的な知識をもった担当者が一人で対応できたものもあったが、今はそれが難しい時代となってきている。だからこそ、学校として組織的に対応していく必要がある。

２　推進体制

いじめ問題については、校長のリーダーシップの下、全ての教職員が共通して「いじめを許さない」という強い意志をもち、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。そのためには、各校の「学校いじめ対策組織」を活用し、学校全体で対応していくことが大切である。

（１）学校いじめ対策組織

○いじめ防止対策推進法第 22 条において、全ての学校に設置することが法律で義務付けられている。

○学校いじめ対策組織を中心に組織的に対応することにより、学級担任等の特定の教職員だけが問題を抱え込まないようになる。また複数の目による状況の見立てが可能となり、より適切な対処ができるようになる。

○構成員は、学校規模や実態等に応じて柔軟に対応する。

＜通常時＞…（いじめ防止対策委員会）

校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、学年主任、養護教諭、学級担任

＜緊急時＞…（拡大いじめ防止対策委員会）

いじめ防止対策委員、必要に応じて、指導主事、スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳW）、学校運営協議会委員、ＰＴＡ会長・副会長

○会議は年間計画に基づいて、いじめやいじめの疑いに関する情報を共有するとともに、未然防止策や対応策を検討する。

○以下のような事態が発生した場合には、緊急に会議を開く。

・いじめの情報または、いじめの疑いがある・いじめにつながる可能性がある情報等があったとき

・児童又は保護者から「いじめを受けた」という訴えがあったとき

○いじめ重大事態の疑いがある事案が発生した場合は、「重大事態への対応」に沿って適切に対応する。

○本組織は、いじめの相談・通報窓口である。

（２）いじめ防止等のための年間計画

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応のためには、学校全体で組織的・計画的に取り組むことが大切である。そのために、年度当初に学校いじめ対策組織をはじめとする組織体制を整えるとともに、いじめ防止のための取組を年間計画の中に位置付ける。

いじめ防止等のための年間計画

活動内容		対象		
		児童生徒	教職員	保護者等
職員会議	年度初めに、学校いじめ防止基本方針やいじめ対応マニュアルを確認するとともに、生徒指導の方針や指導計画等を提示し、全職員で共通理解を図る。		○	
ＩＴ会議（いじめ対策会議）	月に１度、全教職員で、いじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、具体的な未然防止策や対応策について共通理解を図る。いじめに係る行為が止んでいるいる状態が少なくとも３カ月以上継続するまで経過報告を行い、全職員で見届ける。		○	
校内研修	ＳＳW、ＳＣ等、専門家による事例研修や、ケース会議を実施する。		○	
いじめアンケート	計画に基づいて年３回（６月、10 月、２月）実施する。また、いじめやいじめの疑いがある場合には臨時に実施する。アンケートの形式は、児童が記入しやすい方法を検討する等、工夫して実施する。 実施したアンケートは卒業後５年間保存する。	○		
教育相談	なかよしアンケート（いじめアンケート）後に、年３回（６月、10 月、２月）教育相談期間を設けて担任が全員と面談をする時間を持つ。 ６年生全員がＳＣと面談を行う。	○		
i－check	２～６年生を対象に年２回実施する。	○		
道徳の授業 学級活動	いじめ問題、情報モラル、ＳＮＳ上の人権侵害についての授業を実施する。	○		
静岡県版ＳＥＬ	社会情動的スキルを高め、よりよい人間関係を築く力を育てる。	○		
人権の授業	こども未来課の方による人権の授業を全学年対象に行う。	○		
入学説明会（子育て講演会）	ＳＣまたはＳＳWによる講演を行う。			○
学級懇談会	学校いじめ基本方針についての説明を行う。			○
保護者面談：	家庭と学校で情報共有をし、児童を支える。			○
学校運営協議会	学校いじめ基本方針についての説明行う。 学校評価アンケートを基にした取組みの確認をする。			○

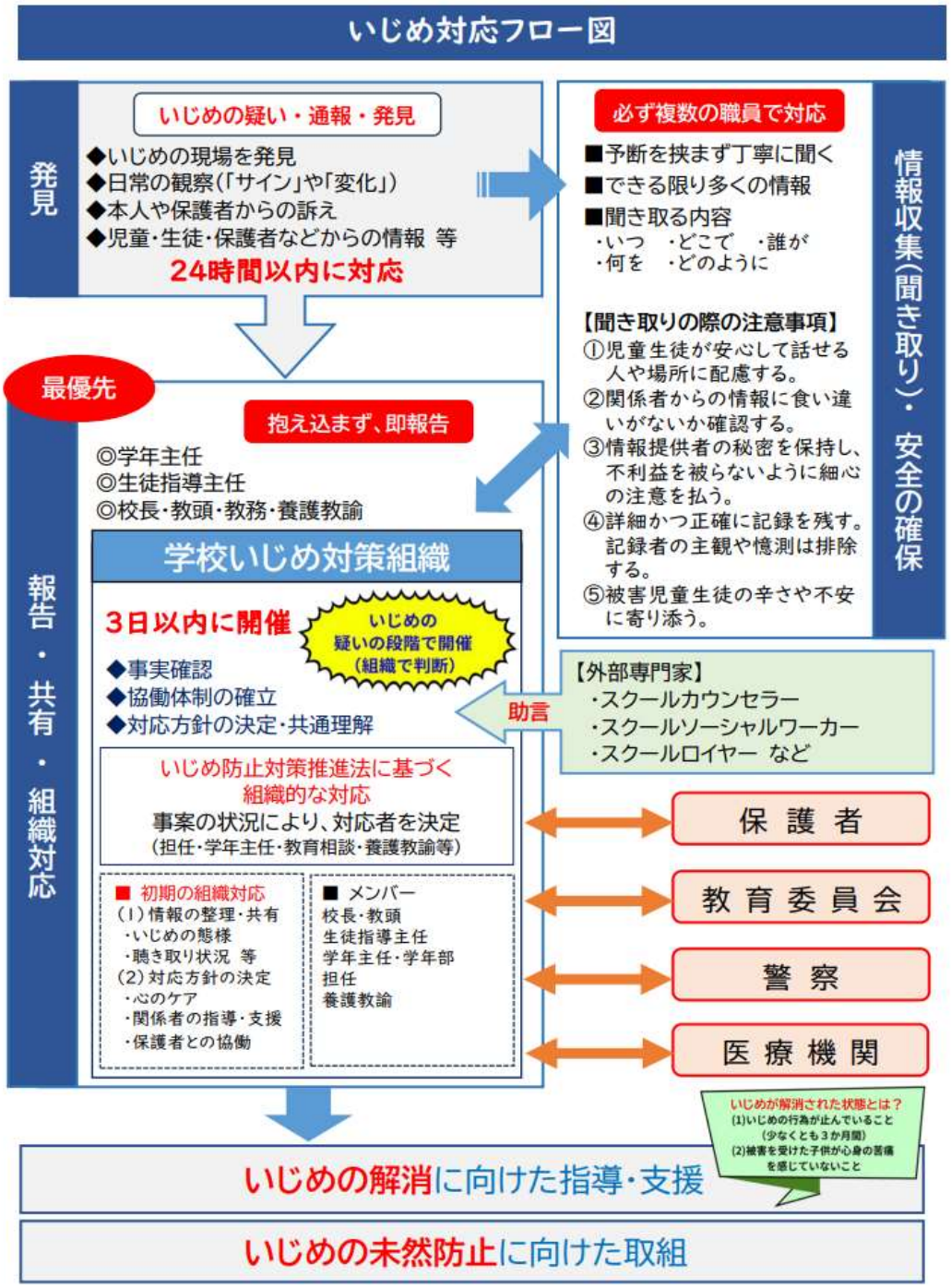
（3）いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

いじめの情報を得た場合は、教職員が一人で抱え込まず、すぐに管理職に報告するとともに、いじめ防止対策委員会で情報を共有する。

いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行う。

いじめを訴えた児童や保護者が、詳細な調査や公表を望まない場合であっても、可能な限り学校としての対応を振り返り、検証する。

以下のようにいじめ対応マニュアルを定め、全職員で共通理解の上、対応していく。



（4）重大事態への対応

「重大事態」が発生した場合は、その疑いがある場合も含めて、教育委員会へ報告することが義務付けられている。

①いじめの重大事態の定義

次のア、イに該当する事案が発生したときには、重大事態と判断し、調査・報告に当たる。

ア　生命心身財産重大事態（いじめ防止対策推進法第 28 条第１項第１号）
いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ　不登校重大事態（いじめ防止対策推進法第 28 条第１項第２号）
いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
（欠席日数：年間 30 日を目安）

また、被害児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

②重大事態の取り扱いについて

○重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

○これまで他県の教育委員会等で重大事態として扱った事例には、次のようなものがある。
（これらを下回る程度の状況であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。）

・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。　・リストカットなどの自傷行為を行った。
・暴行を受け、骨折した。　・投げ飛ばされ脳震とうとなった。　・殴られて歯が折れた。
・カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため刺されなかった。※
・心的外傷後ストレス障害と診断された。
・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※
・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※
・複数の生徒から金銭を強要され、総額１万円を渡した。
・スマートフォンを水に浸けられ壊された。
・欠席が続き（重大事態の目安である 30 日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えた。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン　別紙

③重大事態への対応

いじめ重大事態への対応は、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日：文部科学大臣決定、最終改訂：平成 29 年３月 14 日）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年３月：文部科学省）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成 28 年３月：文部科学省初等中等教育局）等に基づき、以下のような流れで、学校、教育委員会が連携して行う。

重大事態対応の流れ

教育委員会への報告

・学校は、次の事態が起こった場合、速やかに教育委員会へ報告する。

ア　「生命心身財産重大事態」が起こった場合
イ　欠席期間が 30 日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合
ウ　イの後、「不登校重大事態」に至った場合
エ　児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

調査主体の判断

重大事態についての調査を、学校が主体となって行うか、教育委員会が主体となって行うかの判断は教育委員会が行う。

学校が調査主体の場合

・学校いじめ対策組織に、指導主事、ＳＳＷ、学校評議員、ＰＴＡ代表等の学校教職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行う。
・教育委員会は、学校に対して必要な支援を行う。

教育委員会が調査主体の場合

・原則として条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。
・学校と教育委員会は、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

・いずれの調査主体となった場合も、学校及び教育委員会は、重大事態の調査に積極的に協力する。

	学校が調査主体の場合、学校が行う	教育委員会が調査主体の場合、教育委員会が行う
いじめを受けた児童及び保護者への説明・報告		
⇩		
調査対象者及びその保護者への説明・報告		
⇩		
市長及び教育委員への説明・報告等	―――	教育委員会が行う
⇩		
調査結果を踏まえた必要な措置	―――	学校と教育委員会が連携して行う

（５）教育委員会や関係機関との連携

学校においていじめを把握した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決へ向けて連携を図って対応していく。

①教育委員会との連携について

○「即時に解消したいじめ」「軽微ないじめ」等のいじめの状況についても、毎月提出する「児童の問題行動等の調査」（以下「月例報告」という。）に含めて報告する。

○以下のような事案については、月例報告を待たずにすぐに教育委員会に報告する。

ア　重大事態
イ　暴力を伴うなど被害が大きないじめ
ウ　被害児童にとって深刻ないじめ

※すでに教育委員会に報告してある事案についても、全て月例報告に含めて報告する。

（5）指導記録等の保管について

学校におけるいじめ対応記録やアンケート調査の用紙は、いじめの早期発見・早期対応だけでなく、調査を行う際の大切な資料となる。被害児童が卒業後にいじめの申立てを行う場合もあるため、学校で保管する。

＜５年間保存＞

・いじめアンケート（児童が書いた原本）
・いじめに係る調査記録や指導記録等、教育相談に関するもの
・重大事態に関する記録(時系列でまとめたものを含め全て)
※廃棄する場合は、教育委員会の許可を得る

3　いじめの未然防止

いじめ問題については、いじめが起こらない学校・学級づくりに取り組む、という未然防止の考え方が最も重要である。

そのためには、児童の居場所をつくるとともに、学校教育活動全体を通じて、児童がいじめに向かわない態度や能力を育んでいく必要がある。

（1）未然防止に向けた取組

〇学校としての基本姿勢の明確化

年度初めの職員会議で「学校いじめ防止対策基本方針」を、全職員で共通理解する。いじめは決して許されない行為であることを、児童・保護者・教職員が認識できるように繰り返し伝える。視覚的に訴えるため、事例を基に考えるなど具体的な取組を実施し、学校全体として「いじめを見逃さない」「誰一人として見捨てない」風土の醸成に努める。

〇学校・学級風土の醸成

いじめが起こらない学校・学級づくりに取り組む。子供の居場所をつくるとともに、学校教育活動全体を通じて子供がいじめに向かわない態度や能力を育んでいく。

正しく、温かな気持ちを伝え合う言葉の遣い方を学校全体で指導し、子供自身がそのよさに気付き、自ら言葉を大切にしようと思えるような取組を進める。暴言や思慮に欠ける言葉については、教師もアンテナをより高くし、見逃さず改善できるよう学校全体で指導する。

スクールワイドＰＢＳの取組（できていること・できるようになったことを承認して子供たちがそれを実感できる取組）や「静岡県版ＳＥＬ」、エンカウンターを計画的に実施していく。

〇子供を守る学校の組織体制づくり

高学年で教科担任制を行っている。教師が変わることによって、子供の相談先が増え、安心感の高まりが期待できる。教師の日々の積み重ねが子供との信頼関係を築く。担当の教員が一人で抱え込まないように組織的に早期に対応できるよう支え合える学校体制を整え、職員間の連携に努める。また、ＳＣやＳＳＷを入れたケース会議を行ったり、教育委員会の指導を求めたりと学校外の専門家とも連携を強化していく。

〇発達支持的生徒指導の実施

問題が起きてからの生徒指導ではなく、児童一人一人の発達の段階や特性に応じて望ましい成長を促すための働きかけを日常的・継続的に行う。日々の教師の子供への挨拶、声掛け、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事などを通した個と集団への働き掛けを通して、子供の成長・発達を支えていく。

〇縦割り活動、特別活動の充実

特別活動においては、学校外に出て外部の魅力的な方の話を聴くなど視野を広めながら活動できる体験、子供を信じて委ねる活動を大切にしていく。

また、行事や縦割り活動を通して、自己有用感を育み、社会の一人として自分とともに周囲の人も大切にする気持ちや、主体的に取り組もうとする態度を養えるようにする。

〇道徳科や学級活動の時間の活用

道徳科や学級活動において、いじめの事例や動画教材を扱い、いじめの問題やＳＮＳなどのトラブルを自分ごととして捉え、考える場面を設定する。

特にＳＮＳに潜む危険性については、保護者にも理解を促していくとともに、外部講師を招いたＳＮＳ講座を行う。

富士市こども未来課の「富士市子どもの権利条例」「子供の人権」の授業を行い、いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり決して許されるものではないことを児童も教職員も理解できるようにする。

〇保護者や地域住民との連携

地域の方と触れ合う機会を作り、保護者や地域住民の方々に子供たちを理解していただき、連携して子供を育成できる体制をつくっていく。

年度始めの授業参観の折に保護者に向けて、学校いじめ防止基本方針の説明をする。ふざけ合いやじゃれ合いのように見えても大きないじめに発展することもあること、そのような際に学校は保護者に相談することがあるので、保護者は自分の子供とともに周囲の子供の未来もともに考えてほしいことを説明する。

4　早期発見のための手立て

早期発見には、「いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで起こり、潜在化されやすいこと」を認識し、教職員が児童のわずかな変化（ちょっとした違和感）に気付くことが重要である。児童の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付いたのに黙認したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

（1）「いじめは見えにくい」の視点に立って

〇いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている

・無視やＳＮＳなど、客観的には状況を把握しにくい形態で行われている。

・遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態などがある。

〇いじめられている本人からの訴えは少ない。

いじめられている子供には、①親に心配をかけたくない、②いじめられている自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働く。

（2）早期発見のための手立て

今まで当たり前のように、あるいは何気なく行ってきたことを、いじめの早期発見のための手立てとして、意識的に行い、積極的に活用する。

①日々の観察

〇登校後の朝の時間や休み時間、昼休み等、子供たちと同じ空間にいる時間を増やすことを心掛ける。毎週木曜日の昼休みを清掃のない、ロング昼休みとし、クラス全員で活動したり、教育相談を実施したりして、いじめ発見を含めた生徒指導に生かす時間として活用する。

〇「富士市いじめ問題対応ガイドライン」の「いじめ発見のチェックポイント」を活用する

②教育相談

〇なかよしアンケート（いじめアンケート）後に、年３回（６月、10 月、２月）教育相談期間を設けて、担任が全員と面談をする時間を持つ。６年生全員がＳＣと面談を行う。

③アンケート

〇なかよしアンケート（いじめアンケート）を児童対象に、年３回（６月、10 月、２月）実施し、実態把握に努めるとともに、実施後は集計し、結果を基にＩＴ会議で課題の解決を図る。

〇いじめやいじめの疑いがある場合等は、上記以外にも臨時のアンケートを行う。

（3）相談しやすい環境づくり

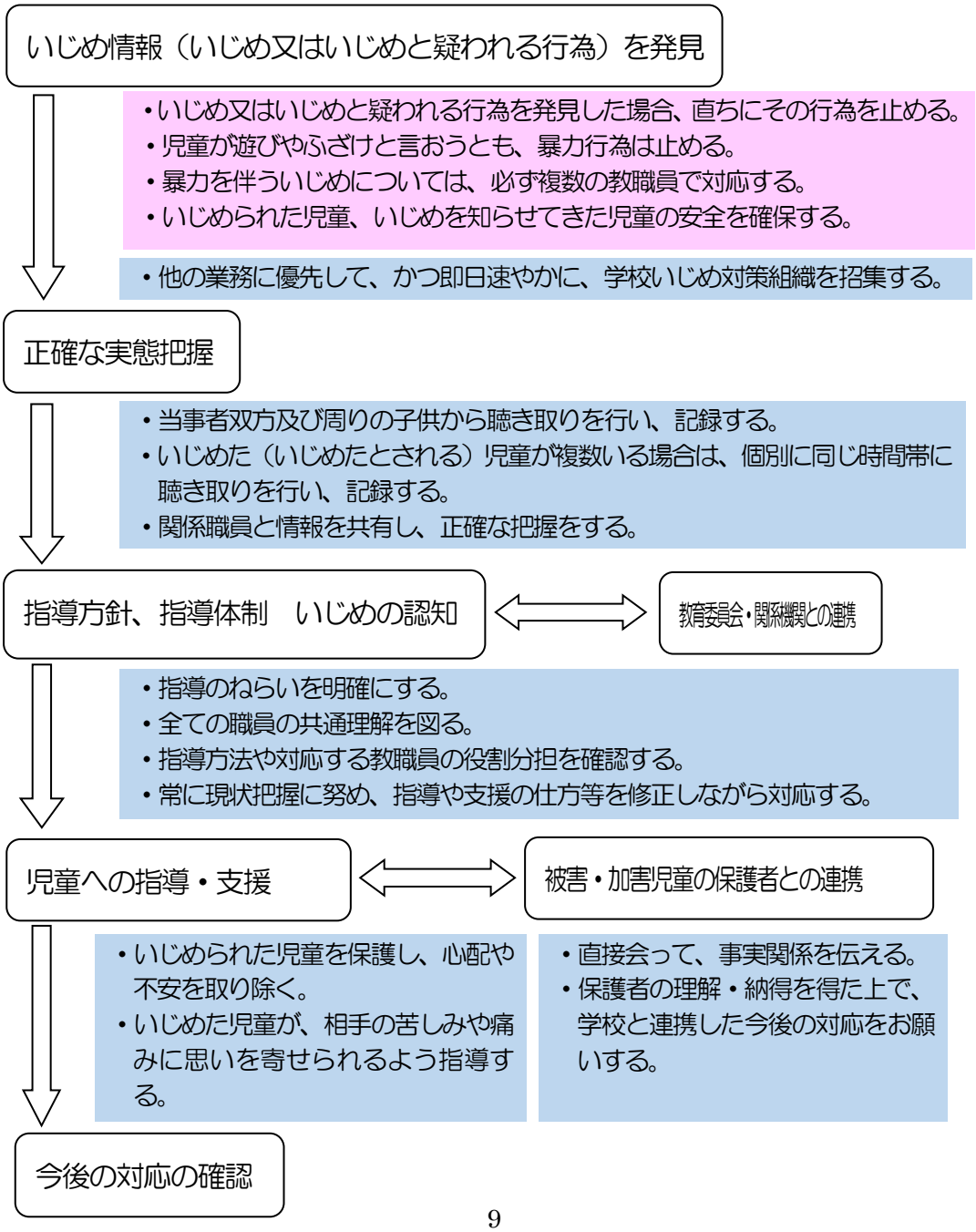
○日常の生活の中で教職員が声掛けを行うなど、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

○相談の際、「おおごとにしたくはないので、相手には伝えなくていい。」「見守ってくれるだけでいい。」という言葉を付け加える児童や保護者は少なくない。しかし、そういう言葉が付いている時ほど、「やっと相談できた」という思いがこもっている。忙しさのあまり、そっけない態度で応対してしまった、「後で話を聞くね。」と言って対応せずに終わってしまった等は絶対にないようにする。

5　早期対応

いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行う。いじめ防止対策委員会で決められた手順に沿って、迅速かつ丁寧な対応を行う。

（1）いじめ対応（当日）の基本的な流れ



（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

①いじめられている児童・いじめの情報を伝えた児童の安全確保

○いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童の目に触れないよう、時間、場所等を配慮し、慎重に行う。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行う。

○状況に応じて、いじめられている児童やいじめの情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

②事実確認と情報の共有

○いじめの事実確認については、いじめの行為をするに至った経過や心情等をいじめている児童から聴き取るとともに周囲の児童など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は複数の教職員であたり、事実に基づいて丁寧に行う。

○短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

> 把握すべき情報（５Ｗ１Ｈ）
> ◇誰が誰をいじめているのか？〈加害者と被害者の確認〉
> ◇いつ、どこで起こったのか？〈時間と場所の確認〉
> ◇どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたのか？〈内容〉
> ◇いじめをしてしまった動機は何か？〈要因〉
> ◇いじめのきっかけは何か？〈背景〉
> ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか？〈期間〉

（3）いじめが起きた場合の対応

①いじめられた児童と保護者への支援

＜児童への支援＞

ア　本人の気持ちを受入れ、共感することで心の安定を図る。

イ　「最後まであなたを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝える。

ウ　事実確認をするとともに、安心して翌日からの学校生活が送れるよう、今不安に思っていること（いじめた児童との距離感等）を十分に聴き、安全の確保を約束する。

エ　「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高められるよう配慮する。

オ　その日のうちに保護者に連絡することを伝え、状況によっては、保護者に直接引き渡す対応をとる。

※心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）等のいじめによる後遺症が考えられる場合、心のケアを丁寧に行う。

＜保護者への支援＞

ア　その日のうちに、保護者に事実関係を伝える。

イ　「最後までお子様を守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝える。

ウ　学校の方針を伝え、今後の対応について説明し、理解を得られるようにする。

エ　保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

オ　学校は、今後も継続して家庭と連絡を取り合い、解消へ向けて取り組んでいくこと、家庭では、子供の変化に注意してもらい、どんな小さなことでも学校に相談していただくよう伝える。

カ　聴き取り調査やアンケート等で新たに分かった情報を適切に保護者に伝える。

②いじめた児童への指導・支援とその保護者への対応

＜児童への指導・支援＞

ア　事実関係を確認するための聴き取りを行う。複数の児童が関係している場合には、個別に聴き取りを行う。

イ　頭ごなしに叱ることは避け、不満や不安がある場合にはしっかり聴く中で、いじめられた側の気持ちを理解させるとともに、「いじめは人として決して許されない行為」であることをじっくりと理解させていく。
ウ　必要に応じスクールカウンセラーや医療機関と連携し、児童が抱える問題など、いじめに至る心理的な背景にも目を向けながら、粘り強い指導を行う中で、自らの行為の責任について自覚させる。
エ　その日のうちに保護者にも連絡することを伝えるとともに、状況によって、保護者に直接引き渡す対応をとる。
オ　指導後も、引き続き状況の確認を行い、必要な支援を行う。場合によっては、ケース会議を開催し、支援方法等を検討していく。

＜保護者への対応＞
ア　その日のうちに、保護者に事実関係を伝える。
イ　事実に対する理解を得た上で、今後の対応について説明する。
　（いじめた児童への謝罪、解消に向けての具体的な取組等）
ウ　事態の改善、解消に向けて、学校と連携して今後の対応を適切に行えるよう、協力を求める。
エ　その後の学校での状況等を随時保護者に報告する。また、保護者への助言を継続的に行う。

③周りの児童に対して
ア　複数の教職員の体制の中で、担任等の思いを伝える場を設ける。
イ　いじめを見て見ぬふりをすることや傍観していることも、いじめを肯定していることになることを理解させる。また、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つことの大切さを伝える。
ウ　いじめをはやしたてるなど同調している人は、いじめに加担している行為であることを理解させる。
エ　「いじめられている側にも問題がある」という考え方は間違いであることを理解させ、いじめられている児童の気持ちや立場を考えさせる。
オ　いじめを自分の問題として捉えさせる。

6　ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

ネット上のいじめへの対応についても未然防止、早期発見・早期対応への取組を保護者、関係機関と連携して行っていく。

（1）ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等をWebサイトの掲示板などに書き込む、メールを送る、ＳＮＳ等（無料通話アプリ等）に書き込む、動画共有サイトに投稿するなどの方法により、いじめを行うもの。

※ＳＮＳ・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。

「インターネットトラブル事例集（平成29年度版）」総務省

⇒無料通話アプリのグループトークで生じるいじめには、次のようなものが挙げられる。

・特定の子に対し、その子の発言だけを無視する。
・その子にとって不快な写真や動画をグループで共有する。
・その子以外とグループを作り悪口を言う。　・その子を突然グループから外す。

グループトークで生じるいじめは、メンバーでなければ会話の内容を読むことができないため、発見が遅れがちになる。そのため、保護者が日々の様子や会話から子供の変化に気付くこと、これが早期発見・早期対応につながる。

（2）未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界がある。保護者と緊密に連携・協力し、学校と家庭で指導していく。

①学校での情報モラル指導

○学級活動、道徳科、総合的な学習の時間、各教科等の年間計画に、情報モラル教育を位置付け、その充実を図る。

○スマートフォン・携帯電話等のインターネット接続機器の利便性と危険性、トラブル事例やその処理方法を知る講座などを開催する。

（3）保護者会等を通して伝えていきたいこと

①「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子供たちに深刻な影響を与えること。

②子供が利用するスマートフォンや携帯電話等にはフィルタリングを上手に活用すること。

③子供の発達段階や日常生活に見合ったスマートフォン・タブレット等の使い方を家庭で考えてもらいたいこと。

7　いじめの解消

いじめ解消の定義（引用「いじめ防止のための基本的な方針」平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣）

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要因が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

（1）いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

（2）被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

８　相談窓口

富士市内の主な相談窓口

・いじめＳＯＳ（富士市ウェブサイト内）

　ＵＲＬ：https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1005330000/p002273.html

・ほっとデジタル相談・ふじ

　ＧＩＧＡタブレットのＬ－Ｇａｔｅ内のリンク

・子どもなんでも相談（家庭児童相談室）

　電話：0545-55-2764

　受付時間：月曜日～金曜日　8：30～17：15

・青少年相談センター

　電話：0545-52-4152

　受付時間：月曜日～金曜日　9：00～16：00（来所相談は要予約）

・富士市教育委員会学校教育課

　電話：0545-55-2869

　受付時間：月曜日～金曜日　8：30～17：15

静岡県および全国の主な相談窓口

・24 時間子供ＳＯＳダイヤル

　電話：0120-0-78310

　受付時間：24 時間・365 日

・教育相談ハロー電話「ともしび」

　電話：055-931-8686

　受付時間：平日（年末年始を除く）　10：00～17：00

・ＬＩＮＥじんけん相談

　受付時間：月曜日～金曜日　8：30～17：15



・静岡県警少年サポートセンター

　電話：080-1605-0774

　受付時間：平日　8：30～17：15